

古事記における

天皇に對する用字意識はどんなものか

——主として行動に関するもの——

高野 玲子

(一)

本稿の目的は、古事記撰録者(太安万侶)が、天皇を如何に待遇しているか、天皇に對する用字の上から、その待遇意識を知ろうとするものであり、如何なる敬語を用い、どのように他と使い分けているのか、その様な敬語の用い方によつて、上下尊卑の品等を知り、撰録意識をうかがおうとするものである。調査した事を、以下少しく敘べてみたい。

方法として、

(1)各巻別に、天皇に對する敬語表記(主として行動に對する用字)を調査し、他とどのように使い分けられているかを見出す。

(2)全篇に一貫したきまりが見出されるなら、それを規準とし、他と比較する。

(3)その際、場面、意味、前後の用例、他の相似た文形や用字法等をも、推定の資料として、慎重に検討する事は、いうまでもない。

(二)

先づ(1)の調査であるが、天皇に對する用字を分類してみる。

(一) 尊敬語

(1) 体言に関するもの

⑤	④	③	②	①
「奉」	「獻」	「貢」	「罷」	「參」
21	6	3	3	11
13	14	9	5	18
5	13	4	0	14
39	16	8	43	81

(二) 謙讓語

(1) 用言に関するもの

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
「賜」	「給」	「崩」	「遣」	「召」	「治」	「看」	「詔」	「幸」
29	1	4	17	0	29	7	17	17
37	21	1	4	17	0	29	7	17
37	11	5	4	8	6	41	3	15
103	55	8	8	40	6	73	13	68

(2) 用言に関するもの

②	①
「命」	「大御」
上	84
12	16
3	79
5	51
12	10
5	214
41	62
18	計

以下順をおつてみてみよう。

(一) 尊敬語

(1) 体言に関するもの

① 「御」

二三四例中殆んど名詞に附いているが、一三例(上・五中・五下・三)は動詞に附いている。今日の語法からして、先づ見当らない所の「御」が動詞につく用法、それが古事記に用いられているのである。「解鑑賞」五月号、奈良時代の敬語二九頁では石坂先生「これは注意されるべき点であろう。」

事例を挙げると(引用日本数字は頁・洋算数字は行数を表わす)

一宿御寝坐也。(神武記・一一三・一)

御立字違野。(応神記一八六・一)

「御」の用字は、古事記中(列挙用例)最も多い用法である。右の例を見ても分るように、天皇目らの行為や、所持物及び所屬の事物等に原則的に「御」が書き添えられている様である。(もつとも所持物については省略した。)

「御」が動詞につく場合は、殆んど天つ日嗣を継ぐ資格を具えられた神、天皇に用いられている様であるが、次の様な場合がある。

爾速須佐之男命。拔其所御佩之十拳劍。(上・四一・一)

明日夜為御合也。(大国主神・上・五五・四)

為御佩共沐肥河。(倭建命・景行記一五七・一)

御食其河辺之時。(神功皇后・仲哀記一七七・四)

(ミヲシセスと訓んであるので一応動詞扱いにした。)

即ち、天神、天神御子(天皇)以外に、速須佐之男命、阿遲志貴高日子根神、大国主神、倭建命、神功皇后にも「御十動」を用いているのである。他には見当らない。「御十名」は、それより使用範囲が広いのである。

「御」字が名詞につく場合は、比較的神位の高い神及び大后、后、皇子女以上の皇族に対して用いられている。動詞につく場合は、名詞につく場合より、比較的範圍が狭く、最高の神及び天皇、大后、倭建命に対して用いられている事が分るのである。

古事記においては、天照大御神を中心とする系譜上の身分に依じて、比較的神位の高い神や、天皇、皇子女及び大后、后に限り、国語の敬語を表記した漢字が用いられており、又皇統を継がれた神と、伊邪那岐伊邪那美神、高御産巢日神、須佐之男命、大国主神等の如き最高の神、天皇及び大后、后にのみ用いられている国語の敬語を表記する漢字がある事が、明らかとなるのである。

「御」字は、原則的には比較的神位の高い神及び大后、后、皇子女以上の皇族に対して用いられているといえよう。

しかして、皇統を継がれた方のお子は、神代人皇共に原則として「御」を添えて「御子」と記している。皇統を継がれない方の子は「御」が附けられないのが普通である。しかし、倭建命の皇子女には「御」が書き添えられている。即ち

此倭建命。娶伊玖米天皇之女。布多遲能伊理毘売命。生御子帯中津日子命。

又、皇統を継がれた方や、継ぐべき方に反抗した方には、皇統を継

がれた方の子でも「御」を添えないのみならず、皇子女でもその母親の身分が低いと「御」を添えないと福田氏(倭建命は天皇が一頁)は述

べておられる。又皇孫以下には「御」を添えない。

以上述べてきた事から云える事は、天皇の后妃、皇子女に対して「御」が書き添えられているという事は、天皇を尊び奉る心の現われではないだろうか。皇子以下の皇族の妃には、「御」を書き添えないのが、古事記の敬語の表記法である。最高の神や、皇統を継がれた神及び天皇、御子に対する「御」その配偶者に対する「后」の使用において、撰録者安万侶の用字意識がうかがわれると思うのである。

個人の行為や所持物及び所属の事物等に「御」を書き添える事は、皇統を継がれた神、伊邪那岐命、伊邪那美命、高御産巢日神、思兼神、須佐之男命、大国主神の如き最高の神ともいべき神及び天皇、次の天皇、太后（嫡后、皇后）后等に対してみられ、その他比較的神位の高い神や皇子女等においても見られる。その一つが倭建命である。

「大」「大御」

「大」が動詞につくのは、下巻に一例のみ令大坐其国之山方地而獻大御飯（仁徳記・二〇七・九）他は全て名詞についている。「大」は、最高の神々及び天皇の他に「后」に殆んどついていて、

「大御」は、上巻で天照大御神の呼称に最も多く見られ、他は事物行為に僅かに見られる位である。「大御」となれば「御」より更に敬意が加わり、最高の神、天皇、皇子に関するものに制限される。「大御」は以上の方々の他には見当らない。人皇巻では、天皇の行為、所持物、所属の事物にのみ用いられ、それ以外では、倭建命に二例あるだけである。天皇と同じ用字法が倭建命に対して使われている。倭建命が天皇であるかという事は、福田良輔氏が〔語文研究第三号、一頁、八頁〕述べておられる所であるが、用字上からは天皇と同じ扱い方がされているが、天つ日嗣を継がれる資格の具わつた皇子である事の特記はしてい

るが、即位の事実の記載が見当らない。氏の様に同時代に二人の天皇が存在していたか否かは問題で古事記を調べた中では、勿論見当らず福田氏の天皇説は更に考究されるべきで、私が云いたいのは、倭建命が天皇か否かという事ではなく、用字上からは、倭建命は全く天皇と同等に扱われているという事である。用字が全く天皇と同等であるから、天皇であると決めてしまふ事は早計であらう。

②「命」

神代巻は、殆んど天照大御神、高木神の命以ちて言依賜うという使い方が最も多く、他は別天神三例、伊邪那岐命三例、中一例は動詞に用いてある。天神御子天忍穗耳命三例、それ以外では、大国主神、大国主神の御祖命、八十神（大国主神の兄弟）に対して用いられ、大国主神を遇する事如何に厚いかどうかえよう。

人皇巻になると、天皇に限られ用いられているといつてもよからう。

(2) 用言に関するもの

①「坐」

「坐」の用字は「御」に次いで多く、その使用範囲が極めて広いともいえよう。用法に動詞、助動詞があり、神代では助動詞の用法がやゝ多く、時代が下ると共に動詞的用法が多い。神代巻では、別天神、天照大御神、天神御子の他、他の神々にも用いられ、人皇巻をみると、天皇以外のお方にも用いられている。「坐」字は古事記においては、主として敬語の動詞「マス」「イマス」、敬語の複語尾（所謂敬語の助動詞）「マス」を表記するのに用いられている。その他、開化記の日子坐王（三三頁）の表記に用いられており、神代記の天津日子根命を祖とする額田部湯坐連、垂仁記の大湯坐（オホユエ、四七頁）に用いられている。連用形名詞法と見るべきである。〔五月号、奈良

時代の敬語、石坂〔語文研究〕は、「坐」は「御」「奉」等正藏先生、二九頁）福田氏〔三号、三頁〕は、「坐」は「御」「奉」等と異なり、漢字本来の意味には、敬意を表わす意味はないと述べておられる。

古事記において、敬語の動詞「マス」を表記する「坐」は、神及び皇族に用いられ、敬語の複語尾「マス」を表記する「坐」は、原則的には、最高の神や、天皇及びその大后、后等に用いられているのである。次の天皇に対しては勿論用いられている。従つて天皇を尊び奉る心が働いているからであらう。

②「幸」

神代巻では、穂々手見命に一例のみで、他に大國主神に対して一例ある。人皇巻では、天皇以外に、大后、皇太子にも用いられている。古事記における「幸」は、副詞「サクク」を表記したものが二例（上・八五・三）ある他は、敬語の動詞「イデマス」又は敬語の複語尾「マス」を表記するのに用いられているのである。単独に用いられた事例は少く、広く一般的に用いられている事例は、他の動詞の上又は下に附加された形である。前述の「坐」の事例が、古事記全般を通じて現われていないのに対し、「幸」は、神代巻には僅か二例で、主として中下巻の人皇の巻に現われている事は、神代巻と人皇の巻との漢文的表記の差異を暗示していると思われる。

敬語の動詞「イデマス」、敬語の複語尾「マス」を表記する「幸」は、穂々手見命、大國主神、天皇、大后、皇太子、倭建命に用いられている。（私の皇太子というのは、次の天皇になられるお方をいうのであつて、太子倭建命は後に天皇になられたお方でないの別）従つて、「幸」は、最も高貴な神及び人に用いられる。

複語尾「マス」を表記した「坐」に対する所に「幸」が用いられている例が古事記全般に見られる。

③「詔」

神代巻では、別天神、伊邪那岐命、天照大御神、高木神、天忍穗耳命、邇々芸命、大部分が皇祖神と天皇の言である。それ以外では、速須佐之男命、大國主神の御祖命、伊弉沙和氣大神、皇后、皇兄弟（次の天皇）皇子（倭建命）、王（目弱王、市辺忍爾王）、倭比売命等の言にも用いられ、公的発言にも私的な会話にも用いている。

「詔」の他に、「命」「宣」「告」「曰」「謂」「言」を「ノル」に表記している。

④「看」

殆んど天皇のみ用いられ、大后石之日売命に聞看一例、倭建命に看行一例あり、用例が少ない。従つてそれと尊敬度が高い。極く限られたお方にのみ用いられるといえよう。

⑤「治」

神代の巻では非常に少なく、殆んど人皇の巻に見られる。「治天下_三 壹拾肆歳也。」という即位の事実を示すものとして用いられている。大體天皇にのみ用いられているが、須佐之男命、倭建命にある位で、次の天皇になられるお方に対して用いられ、「箇_二治養其御子_一」御子を養育し申す日足しの意、又「不治賜八田若郎女」思召す通りに寵愛し給わないという意味に使われているものもあるにはある。

⑥「召」

天皇、天神には見られず、海神、大久米命に用いられ、「召」は、古事記において、敬語表現としては、一回も用いられていない事丈を特筆しておく。「看」を敬語表現として用いている。

⑦「遣」

最高の神、天皇の他に、大后に見られ、上巻では、「使」が用いら

れているものもある。

⑧「崩」

上巻にはない。伊邪那美命に故伊邪那美神者因生_三火神_二遂神避坐也(上・一四・6)

是伊邪那美神未_三生_二(上・一五・3)

「神避」として三例ある。勿論神代巻にのみ用いられている。これは、人皇の巻の「崩」と著しい相違で、神代と人代の違いがうかがえよう。

「崩」は、天皇以外に、

為男建而崩(神武記・一〇〇・2五瀬命)

歌竟即崩(景行記・一六七・4倭建命)

(神功皇后) 令云息長帶日壳命者。既崩故。(仲哀記・一七九・5)

然宇遲能_下和紀郎子者早崩。(応神記・一九六・3)

の如く、五瀬命、倭建命、神功皇后、宇遲能和紀郎子に用いられている。

「崩」は天皇及び大后に用いられ、皇子は特別のお方を除いては用いられていない。これは注意すべき事である。

倭建命、宇遲能和紀郎子共に太子であつたので「崩」を用いたと一応考えられない事はないが、福田氏は、他に深い理由があつたものと考えておられる。即ち、

古事記が、五瀬命、神功皇后、宇遲能和紀郎子のお三方に「崩」を用いているのは、即位こそされなかつたが、お三方が天皇と同じ職務を執り行われた事を重視した為と思われ、記紀共に倭建命に対し「崩」を用いているのは、倭建命が大后、后太子の身分よりも高い身分の方で、天皇と全く同じ身分の方である事を意識していた事の象徴と見るべきであるとされているが、私は、前述した様にこれは性急すぎ

ると思うのである。

「崩」字が、大后、皇子に例外的に用いられている事から、天皇は、大后、后、太子の身分よりも高い身分の方である事を、古事記の作者が意識していた事の象徴と見るべきである。

変わった用字「一道向」が仲哀天皇に

爾其神大怒_レ凡茲天下者。汝非_レ_レ知國。汝者向_二一道_一。(仲哀記・一七三・5)一ヶ所見える。古事記の文体に漢訳_中上_レの_レ影響が少なくない事については、見られる所であるが、詳細に調査してないので何ともいえない。

⑨「タマフ」「給」「賜」

こゝで注意すべき事は、「給」が敬語助動詞として用いられていない事である。森川富治氏によれば、恐らくそれは、慣習によるのであるという事である。

さて、仁徳記(二二七・5)に、大后石之日壳命……乃給死刑也。

(ころす_二つみにおこなひ給ひき)と訓であるが、私は古事記全体の傾向からして(前述のように「給」が敬語助動詞として用いられていない傾向)又、漢字表記の上から、ころす_二つみを給ひきと訓むべきで、「給」は、古事記では、全て動詞として表記している。

「賜」は、「給」に対して使用範囲が広い。古事記における「タマフ」の文字用法に関して考察してみるに、

(1)給_二爾多祿_レ給其_レ老女_一。…(雄略記・二四六・9)

①解開_二其_レ姨_レ倭比売_レ命之所_レ給_二囊口_一而見(景行記一六〇・3)

(2)賜_二乃於_レ其_レ軍人_レ賜_二大臣_レ位_一。(履中記・二二四・9)

①即天若日子持天神所賜_二天之波士_レ弓、天之加久矢_一。射殺其_レ雄。

(上・六八・二)

②……吾御子為天降之道誰如此而居。故間賜之時。(上・七八・4)

「給」「賜」は、①の場合、普通に用いられているが、②の敬語的助動詞(普通助動詞とみられているが、尙動詞とみる説あり)に用いる場合は、全部「賜」を用いている。

(三) 謙讓語

(1) 用言に関するもの

①「奉」「獻」「貢」

国語の敬語を表記する「奉」は、古事記においては、最高の神、天皇、大后等に限りに用いられるものである事が分る。「奉」は事例をみると分るが、さしあげる、献上するという動詞の用法と、助動詞として、動作の及ぶ相手を尊ぶ場合とに用いられている。「貢」「獻」は下から上に、物を献上する場合に用いられ、それ自体に敬語表現はない。

②「罷」③「参」

僅かの事例から推すのは危険と思うが、神代卷では、「罷」は、上つ国から(天)、根之国へ退く場合に、「参」は根之国から、上つ国へ赴く場合に用いられている様である。

人皇の巻になると、「罷」は、上位の所から、下位の所へ貴人の前から退くに、「参」は下位の所から、上位の所へ赴く事に對するに、貴人の前に赴くに用いられている。従つて、下卷で「マカル」が「退」を用いてある事もうなずける。

「参る」「罷る」は、遠近意識から生まれた敬語である。〔「国文第十八輯・敬語の距」服部嘉香氏によれば、「まある」は「目居入」

離感と客観性、一頁〕服部嘉香氏によれば、「まある」は「目居入」の義、「まかる」は「目離る」又は「間離る」の義とされ、明らかに敬神、尊皇の思想に基づくものである事が分る。

④「白」

「マラス」の表記に色々あるが、用例数の多い「白」についてみてみるに、白には、前に答、語、拜、等のついた動詞十白の用法が多い。下から上へ言上する場合に用いられている。

上↓下 白 言、云、語

上↓下 詔、告、曰、問、謂、言、云、語

對等 曰、問、謂、言、云、語

右の様な使い分けがある。

⑤「奏」

「奏」は古事記に二、三例あるが、海神に對する一例以外は、すべて天照大御神と天皇に對する言上に限つて用いられている。

久不復奏(上・六六・2)の様にて、「復奏」の形をとり、天照大御神に對してのみ用いられているのに、例外として、

誰者幾日送奉而覆奏(上・九三・4)と、海神に用いられている。天照大御神に對するものが、海神に用いられているのは、作者の意識の混乱か、古賀精一氏は、作者に意識の混乱が生じる可能性もないではないと述べておられる事から、或いはとも考えるが、はつきりした裏付けがないので断定し難い。

人皇卷では、「奏言」「覆奏」「奏」「復奏」の形で用いられ、天皇に對してのみ使われている。如何に天皇の地位を高貴なものとしているかが、この事からもうかがえよう。

顯宗天皇に對して、その同母兄意禰命が、「專僕自行。如天皇之御心。破壞以参出。」と奏上せられたとある。意禰命は顯宗天皇の御兄であると共に、後に仁賢天皇として御即位されたお方である。従つて、弟君が最も高い天皇の位におつきになつていられたからである。

顯宗天皇に對して、その同母兄意禰命が、「專僕自行。如天皇之御心。破壞以参出。」と奏上せられたとある。意禰命は顯宗天皇の御兄であると共に、後に仁賢天皇として御即位されたお方である。従つて、弟君が最も高い天皇の位におつきになつていられたからである。

そこに尊皇心を見る事が出来ると考える。

(三)

最後に論旨を一貫してみるに

1 天皇に対しての用字は、天皇にのみ限られず、太后、后、皇子女に用いられている事。

2 従つてそこに古事記撰録者が、天皇の配偶者及び皇子女に対して、国語の敬語表記を用いている事それ自体が、天皇を尊び奉る心があつての上であると考えられる事。

3 古事記において、国語の敬語を表記している「御」「大」「坐」「幸」「崩」「詔」「奉」及び特定の身分を表す「后」等の漢字が、天皇の配偶者及び皇子女に用いられている事は、これらの漢字が、特定の身分に依りて用いられている事を、明らかにする事によつて、敬意を表わす漢字の用字上からは、天皇が如何に尊び奉られているかが分るのである。

4 これらの漢字が、古事記においては、主として天神、皇統を継がれた神、比較的神位の高い神、天皇その配偶者、皇子女に用いられている事から、古事記の撰録者の待遇意識がうかがわれる。尚、以上の事柄から、色々と問題が残ると思うが、要するに天皇と同じ用字が誰々に用いられているか、それによつて天皇に対する意識、用字意識が分れば良いと思つて調査したのである。

新刊紹介

- | | | | | |
|-----|---|-----------|-------|---------|
| 1、 | 俳諧大辞典 | 文博 小宮豊隆 | 明治書院 | 二千円 |
| 2、 | 日本歌学大系(全八卷) | 文博 麻生磯次監修 | 明治書院 | 特価千七百円 |
| 3、 | 日本文法講座(全六冊)既刊I・II | 明治書院 | 各巻 | 千五百円 |
| 4、 | 概説文語文法 | 亀井 孝著 | 吉川弘文館 | 各巻三百五十円 |
| 5、 | 俳諧文法概論 | 文博 山田孝雄著 | 宝文館 | 三百二十円 |
| 6、 | 室町時代言語の研究 | 文博 湯沢幸吉郎著 | 風間書房 | 千八百円 |
| 7、 | 徳川時代言語の研究 | 文博 湯沢幸吉郎著 | 風間書房 | 千八百円 |
| 8、 | 新訂江戸言葉の研究 | 文博 湯沢幸吉郎著 | 明治書院 | 二千三百円 |
| 9、 | 増補国語音韻史の研究 | 文博 有坂 秀世著 | 三省堂 | 千三百円 |
| 10、 | 日本語の起源 | 大野 晋著 | 岩波新書 | 百円 |
| 11、 | 古事記大成(本文篇) | 文博 倉野憲司著 | 平凡社 | 八百円 |
| 12、 | 万葉集注釈 | 文博 沢瀉 久孝著 | 中央公論社 | 八百円 |
| 13、 | 初期万葉の世界 | 田辺 幸雄著 | 塙書房 | 七百七十円 |
| 14、 | 万葉の伝統 | 大久保 正著 | 塙書房 | 六百七十円 |
| 15、 | 万葉集—古典とその時代II— | 吉永登著 | 三一書房 | 二百七十円 |
| 16、 | 平家物語 | 石母田 正著 | 岩波新書 | 百円 |
| 17、 | 日本方言学 | 東条 操編 | 吉川弘文館 | 六百八十円 |
| 18、 | コリヤード日本文典 | 文博 大塚高信訳 | 風間書房 | 千五百円 |
| 19、 | コリヤード懺悔録 | 大塚光信訳 | 風間書房 | 七五〇円 |
| 20、 | 狂言の研究 | 古川 久著 | 福村書店 | 六百円 |
| 21、 | 鴨長明全集 | 梁瀬一雄校註 | 風間書房 | 六百円 |
| 22、 | Günther Wenck: Japanische Phonetik, Bd. III | — | — | — |
| 23、 | 捷解新語 | — | — | — |
| 24、 | 日本古典文学大系(既刊七卷) | — | — | — |
- Die Phonetik des Sino-japanischen — 京大大学国語国文学研究室 岩波書店 (鶴記)